

資料 98-1

令和7年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄  
附金の配分団体等の認可

(諮問第1265号)

(公印・契印省略)

諮問第 1265 号

令和 7 年 3 月 31 日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 相田 仁 殿

総務大臣 村上 誠一郎

### 諮問書

日本郵便株式会社（代表取締役社長 千田 哲也）から、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき令和 7 年用として発行した寄附金付郵便葉書等及び令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成 31 年法律第 18 号。以下「大阪・関西万博特措法」という。）第 23 条の規定に基づき発行した令和 7 年用年賀葉書「2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）[寄附金付]」に付加された寄附金に関し、お年玉法第 7 条第 3 項の規定に基づき配分団体及び当該配分団体ごとの配分すべき額を決定すること並びに同条第 4 項の規定に基づき当該配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項を定めることについて、同条第 5 項の規定に基づく認可の申請が、別添 1 及び別添 2 のとおりあった。

当該申請について審査した結果は、別紙 1 及び別紙 2 のとおりであり、申請内容は、お年玉法及び大阪・関西万博特措法の規定に適合していると認められる。

よって、お年玉法第 7 条第 5 項の規定に基づく認可をすることとしたい。

上記について、お年玉法第 11 条の規定に基づき諮問する。

### 審査結果（お年玉法関係）

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）から認可申請のあったお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき発行した寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体及び配分額の決定並びに当該配布団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項については、お年玉法の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため会社において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の 100 分の 1.5 に相当する額を限度） （お年玉法第 7 条第 2 項関係）</p>	適	<p>寄附金の額から控除される費用については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社から提出のあった費用の内訳を精査したところ、当該費用の額は適切に積算されていること、</li> <li>・左記イの費用として、お年玉法第 7 条第 2 項に定める限度額を超える部分は会社が負担することとしていること、</li> </ul> <p>から妥当なものと認められる。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 寄附金の取りまとめに要した人件費、周知費用 （イ）金額 7,860,589 円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費、業務委託費等 （イ）金額 1,895,872 円</p> <p>※会社がイに要した実際の費用は、29,952,684 円だが、ここではお年玉法第 7 条第 2 項で定める上限（寄附金額 126,391,467 円の 100 分の 1.5 に相当する額：1,895,872 円）を費用として計上しており、差額分について会社が負担している。</p>
寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。	適	<p>配分団体や配分金額の決定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「形式審査」として、申請団体</li> </ul>

審査基準	審査結果	理由
(お年玉法第7条第3項関係)		<p>が配分団体の要件を満たしていること等を審査していること、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「配分審査」として、申請1件当たり2名の審査委員（社外の有識者）が審査項目（事業の先駆性、社会性、実現性及び緊急性）を審査し、得点を算出するなどして、優先順位付け及び配分金額の査定を行い、その結果を審査委員会において審議していること、</li> </ul> <p>から、その審査内容は適正であり、妥当であると認められる。</p>
<p>配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項等が定められていること。</p> <p>(お年玉法第7条第4項関係)</p>	適	<p>会社から配分団体に宛てて発出される「配分決定通知書」において、配分団体が守らなければならない事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと、</li> <li>・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと、</li> <li>・配分金と他の資金を区別して経理すること、</li> </ul> <p>等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項等が定められていると認められる。</p>
<p>配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。</p> <p>(お年玉法第7条第4項関係)</p>	適	<p>会社から配分団体に宛てて発出される「配分決定通知書」において、配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定められていると認められる。</p>

### 審査結果（大阪・関西万博特措法関係）

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）から認可申請のあった令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成 31 年法律第 18 号。以下、「大阪・関西万博特措法」という。）第 23 条に基づき発行した寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分団体及び配分額の決定並びに当該配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項については、大阪・関西万博特措法及び同条の規定に基づき適用されるお年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号。以下「お年玉法」という。）の規定に適合していると認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理由
<p>取りまとめた寄附金の額から控除される次の費用の額が妥当であること。</p> <p>ア 寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに寄附金のとりまとめのため会社において特に要した費用</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため、会社において特に要する費用（寄附金の額の 100 分の 1.5 に相当する額を限度） （お年玉法第 7 条第 2 項関係）</p>	適	<p>会社は寄附金の額から控除する費用のうち、左記アの費用として、寄附金の取りまとめに要する人件費を計上しているところ、会社から認可申請に際して提出された参考資料において、当該費用の額は適切に積算されており、妥当なものと認められる。</p> <p>また、会社は、左記イの費用として、寄附金の管理等に要する人件費等を計上しているところ、同様に、当該費用の額は適切に積算されており、かつ、お年玉法第 7 条第 2 項に定める限度額を超えないことから、妥当なものと認められる。</p> <p>ア 令和 7 年用年賀葉書「2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）〔寄附金付〕」の発行及び販売並びに寄附金の取りまとめのため特に要した費用 （ア）使途 寄附金の取りまとめに要した人件費 （イ）金額 2,496 円</p> <p>イ 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用 （ア）使途 寄附金の管理等に要する人件費等 （イ）金額 36,702 円 ※お年玉法第 7 条第 2 項で定める上限（寄附金額 9,327,755 円の 100 分の 1.5 に相当する額：139,916 円）を超えていない。</p>

審査基準	審査結果	理由
<p>寄附金の配分団体及び配分団体ごとの配分金額が適正に定められていること。  (大阪・関西万博特措法第 23 条、お年玉法第 7 条第 3 項関係)</p>	適	<p>令和 7 年用年賀葉書「2025 年日本国際博覧会(大阪・関西万博)[寄付金付]」は、大阪・関西万博特措法第 23 条の規定に基づき、公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行したものであり、また、この場合、博覧会協会を、お年玉法第 5 条第 2 項の団体とみなすことが大阪・関西万博特措法によって定められており、配分団体を博覧会協会とする本認可申請における配分団体の選定については、妥当であると認められる。</p> <p>また、配分金額の決定については、博覧会協会から事業費の内訳等の提出を受け、その一部に充てるものとして、社外有識者による審査委員会において認められたものであることから、妥当であると認められる。</p>
<p>配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項等が定められていること。  (お年玉法第 7 条第 4 項関係)</p>	適	<p>配分団体が守らなければならない事項として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の使途に使用してはならないこと、</li> <li>・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと、</li> <li>・配分金と他の資金を区別して経理すること、</li> </ul> <p>等、配分金の使途の適正を確保するために必要な事項等が定められていると認められる。</p>
<p>配分金の使途についての監査に関し必要な事項が定められていること。  (お年玉法第 7 条第 4 項関係)</p>	適	<p>配分金の使途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められており、監査に必要な事項が定めら</p>

審査基準	審査結果	理由
		れていると認められる。



2024-日サ推第 0176 号  
2025 年 2 月 19 日

総務大臣

村上 誠一郎 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長

千田 哲

2025 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付  
お年玉付郵便切手に付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）第 7 条第 5 項及び  
お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和 33 年政令第 279 号）第 3 条の規定に  
基づき、2025 年用として発行した寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付  
郵便切手に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体ごとの配分すべ  
き額の算出方法等、配分団体が守らなければならない事項及び配分金の用途につい  
ての監査に関する事項について、認可を受けたいので申請します。

- 1 配分団体及び配分額  
別添 1-1 のとおり
- 2 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法等  
別添 1-2 のとおり
- 3 配分団体が守らなければならない事項  
別添 1-3 のとおり
- 4 配分金の用途についての監査に関する事項  
別添 1-4 のとおり

## 2025年用として発行した寄付金付絵入り年賀はがきおよび寄付金付お年玉付年賀郵便切手に付加された寄付金の配分団体および配分額

配分団体総数 96団体 配分額総額 158,507,000円

(1) 一般助成(89団体 137,200,000円)

①社会福祉の増進を目的とする事業(53団体 92,799,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
NPO法人 ゆいネット北海道	060-0063	北海道札幌市中央区南3条西10丁目100-2番一4号	性暴力被害者支援看護職養成講座	500,000
NPO法人 わっこぼっこのいえ	062-0053	北海道札幌市豊平区月寒東三条6丁目4番1号	「地域の第3の居場所」としての年代別ひろばの充実及び支援者同士の連携体制の構築を目指す相談支援事業	1,490,000
NPO法人 そーさぼ旭川	071-8134	北海道旭川市末広4条2丁目5番13号 ノースコート101	社会的に孤立し就労に困難を抱える人が再び社会とつながるための拠点づくり事業	500,000
社会福祉法人 厚生協会	081-0023	北海道上川郡新得町西3条北1丁目5番地3	ひまわり荘の施設利用者の安全を守るための接地改修工事	4,312,000
認定NPO法人 Plus One Happiness	026-0053	岩手県釜石市定内町1丁目6-10	障害児・者の「海に入りたい」を叶えるための事業	3,400,000
NPO法人 高田暮舎	029-2205	岩手県陸前高田市高田町宇荒町104番地7 陸前高田市チャレンジショップC-2	過疎地域における高齢者の孤立・孤独の防止のための空き家と古物を活かした社会参加と地域活性化事業	4,050,000
一般社団法人 パーソナルサポートセンター	980-0802	宮城県仙台市青葉区二日町6-6 シャンポール青葉2階	就労困難者が長く働き続ける就労支援ノウハウ開発のための当事者の声から必要な取組を検討する調査研究事業	1,168,000
NPO法人 全国コミュニティライフサポートセンター	981-0932	宮城県仙台市青葉区木町16-30 シンエイ木町ビル1階	家庭に居場所がない子どもや若者の“できる”を育てる自立生活支援事業	3,200,000
NPO法人 ままはーと	970-1151	福島県いわき市好間町下好間字一町坪83-1	重症心身障がい児者及び医療的ケア児の年中活動の提供のために必要な送迎用車両の整備事業	2,800,000
NPO法人 ワールド・ヒーロー・プロジェクト	300-4231	茨城県つくば市北条4018-6	ダウン症児者に向けたヒーロー&忍者による運動教育エクササイズイベントの実施	500,000
NPO法人 群馬がんアカデミー	371-0034	群馬県前橋市昭和町三丁目39番地22	医師が行う乳がんサバイバーの心とカラダをケアするヨガイベント	500,000
社会福祉法人 咲福社会	378-2311	群馬県みどり市笠懸町阿左美1911-43	障害者の社会参加と社会貢献の機会拡充のための農業基盤維持促進事業	410,000
NPO法人 子ども文化ステーション	331-0812	埼玉県さいたま市北区宮原町3-432-2 岸ビル202	心にも栄養を届けるための心のケアをすすめるシアタースタート事業	4,750,000
NPO法人 まちづくりサポートネット元気な入間	358-0003	埼玉県入間市豊岡4丁目2番2号 入間市市民活動センター内	地域コミュニティを再生する地区センター市民協働事業	500,000
社会福祉法人 紫雲会	266-0011	千葉県千葉市緑区鎌取町75-1	エレベーター改修工事事業	1,500,000
認定NPO法人 東葛市民後見人の会	270-1151	千葉県我孫子市本町3-2-1 アビマンション718号	ひきこもり当事者とその家族を対象に家族力の回復を通じて社会復帰を促すアウトリーチ並びに家族会事業	450,000
NPO法人 いちかわ市民文化ネットワーク	272-0834	千葉県市川市国分7-12-5	障害者就労青年の癒しと活力を産み出すための交流拠点「いるんおるん・カフェ」事業	500,000
NPO法人 和の環	220-0004	神奈川県横浜西区北幸1-11-1 水信ビル7階	認知症高齢者の権利擁護のための法人後見活動事業	100,000
NPO法人 道	248-0006	神奈川県鎌倉市小町2丁目12番37号 小町ティアイビルⅡ 3B	障がい者の社会参加の機会拡充のためのアート活動事業	500,000
一般社団法人 日本母乳バンク協会	103-8480	東京都中央区日本橋久松町4-4	ドナーミルクを安定して提供できる母乳バンク整備	3,000,000
NPO法人 CNSネットワーク協議会	151-0051	東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目26番11号 代々木TH&Cビル5階	ひきこもり家族支援のためのVRを用いたコミュニケーショントレーニング事業	1,193,000
認定NPO法人 視覚障害者の就労を支援する会	160-0003	東京都新宿区四谷本塩町2番5号 社会福祉法人 日本視覚障害者職能開発センター東京ワークショップ内	視覚障害者のための就労相談・支援、啓発活動を行う事業	450,000
NPO法人 xTRooE	187-0021	東京都小平市上水南町三丁目30番20号	親と子が内面的な相互理解を深め、親子関係の質を向上させるためのワークショップ	480,000
NPO法人 パソコンどーじょー	194-0002	東京都町田市南つくし野4-5-7	登校拒否児・発達障害児の強みを引き出すAI・IT活用プログラム	500,000

配分団体		住所	使途内容	配分額(円)
名称				
NPO法人 玉川学園地区まちづくりの会	194-0041	東京都町田市玉川学園4-4-19	タクシーや公共交通を利用出来ない身体弱者(主に独居高齢社会)のためのオンデマンド型通院送迎事業	500,000
一般社団法人 生活互助支援の会	389-0111	長野県北佐久郡軽井沢町長倉2484-15	要介護高齢者の通院手段確保のための通院付添い事業	2,000,000
認定NPO法人 UNE	940-0242	新潟県長岡市一之貝869	障がい者就労継続支援B型事業所新規開設のための施設整備事業	650,000
NPO法人 NPO雪のふるさと安塚	942-0411	新潟県上越市安塚区安塚777番地	中山間地域特有の狭隘道路において、障がい者等の社会参加及び通院等の有償運送運行のための事業	2,012,000
NPO法人 えんでば	950-0210	新潟県新潟市江南区横越上町2-2-4	子どもたちの困難・貧困解消を支援するためのキッチンカーによる移動子ども食堂の事業	1,805,000
社会福祉法人 健周福祉会	950-0923	新潟県新潟市中央区姥ヶ山359番地1	特別養護老人ホーム及び老人短期入所施設の利用者のための見守り支援介護機器整備事業	4,000,000
NPO法人 デイサービスこのゆびと一まれ	930-0928	富山県富山市富岡町355	車いす使用の障害者をより広く受け入れるための事業	1,200,000
NPO法人 ここらいふ	939-8003	富山県富山市西公文名町9-9	人と人とのつながりをサポートするためのコミュニケーションセミナー・ワークショップ事業	340,000
社会福祉法人 至誠会	501-1151	岐阜県岐阜市川部6丁目60番地	障害のある人もない人も共に生きる地域共生社会づくりのための、農福連携「ブルーベリー園」開設事業	4,625,000
認定NPO法人 happiness	601-8463	京都府京都市南区唐橋赤金町62番40	子ども食堂の活動を通じたひとり親家庭支援事業	5,000,000
NPO法人 情報セキュリティ研究所	646-0011	和歌山県田辺市新庄町3353-9 (Big-U内)	シニア世代の健康寿命の延伸とITリテラシーの向上を目指すための「eスポーツシニア塾」事業	3,056,000
NPO法人 日本ウエルネスゲーツ協会	531-0074	大阪府大阪市北区本庄東2-3-31 ASKビル4F	ウエルネスゲーツを利用してフレイル予防・改善と認知症予防・改善をし、高齢者の健康寿命をのばす活動	500,000
認定NPO法人 大阪障害者雇用支援ネットワーク	540-0031	大阪府大阪市中央区北浜東3番14号 大阪府立労働センター4階	支援を要する学生インターンシップの事業	1,200,000
NPO法人 兵庫盲ろう者友の会	652-0802	兵庫県神戸市兵庫区水木通2丁目1番9号 中山記念会館301	盲ろう者向け通訳・介助員養成講座テキスト作成事業	1,909,000
社会福祉法人 同仁会	706-0011	岡山県玉野市木目1461	生活介護事業所グレイスの作業・活動場所への移動・送迎用の車両の新規整備事業	1,764,000
社会福祉法人 敬愛福祉会	696-1131	鳥根県邑智郡美郷町別府8番5	幼老交流イベント実施事業	400,000
NPO法人 はとぼっぼ	687-0033	鳥根県浜田市朝日町93-12	介護専門職が開催する高齢者「介護予防教室」と介護をしている家族及び地域住民への介護相談の啓発活動	500,000
NPO法人 きらめき	721-0973	広島県福山市南蔵王町五丁目10番14号	重症心身障害児の送迎のための車両整備事業	1,300,000
更生保護法人 たちばな会	750-0043	山口県下関市東神田町1番10号	刑務所出所者等の支援機会確保のための車両購入事業	2,000,000
社会福祉法人 金亀会	790-0047	愛媛県松山市余戸南6-5-3	居宅介護サービスの車両の購入	480,000
NPO法人 カラフル	791-0524	愛媛県西条市丹原町高松甲246番地1	障がい者の社会参加の増進のための農業用車両整備事業	5,000,000
NPO法人 まなびや木の木	810-0041	福岡県福岡市中央区大名2丁目1番43号 東洋マンション大名406	ひとり親と子ども達への支援事業	500,000
一般社団法人 リブ・ライフ	839-0863	福岡県久留米市国分町1845-3 エスパシオ南町1F	医療的ケア児の災害時対策のための蓄電池設置事業	2,170,000
NPO法人 ファーマーズきんかい	851-3102	長崎県長崎市琴海村松町319番地	ドローン活用による農薬散布の効率化と障害者支援の充実に係る事業	1,350,000
NPO法人 長崎のぞみ会	852-8134	長崎県長崎市大橋町3番2号	精神的困難を抱える人々の自立のためのエンパワートメントを促進する教育事業(リカバリーカレッジ)	1,500,000
社会福祉法人 明峰会	879-0471	大分県宇佐市大字四日市4442-1	要介護者が増加するケアハウスでの生活を衛生的に暮らすための電気温水器の更新工事	1,797,000
一般社団法人 熊本県子ども食堂ネットワーク	861-2101	熊本県熊本市東区桜木2丁目16-31	地域企業の「志」と「潜在力」の活用による子ども食堂の支援を通じた「子ども真ん中」の地域社会再生事業	3,147,000

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
社会福祉法人 ゆくり	880-0825	宮崎県宮崎市東大宮4丁目23-1	障害者アートを使ってTシャツなどの布へのプリント事業	600,000
NPO法人 カラザ	886-0007	宮崎県小林市真方116番地5	発達障害児のための野外活動事業	4,741,000

②風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業(5団体 6,224,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
一般社団法人 男女共同参画地域 みらいねっと	030-0841	青森県青森市奥野2-1-18-505	災害時の社会の脆弱性改善のための学校と地域をつなぐ防災教育事業	500,000
NPO法人 チームふくしま	860-8055	福島県福島市野田町6丁目7番8号ツインコートB-103	ひまわり防災検定の普及を通じた防災減災事業	3,324,000
NPO法人 咲良の会	730-0011	広島県広島市中区基町18-1-1024	災害時の福祉人材を養成するために障害者通所施設に「職員参加型BCPづくり」を呼びかけ支援していく事業	1,100,000
認定NPO法人 とす市民活動ネットワーク	841-0026	佐賀県鳥栖市本鳥栖町537-1	災害時のボランティア活動に関する連携事業	100,000
認定NPO法人 五ヶ瀬自然学校	882-1201	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡6452番地乙	日常的には集落支援および防災キャンプ、非常時には災害支援の拠点となるチャレンジセンターの修繕事業	1,200,000

③文化財の保護を行う事業(2団体 5,450,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
認定NPO法人 びわ湖トラスト	520-0047	滋賀県大津市浜大津5-1-1	ジュニアドクターの子供たちと守る貴重な琵琶湖葛尾崎尾崎湖底遺跡	5,000,000
NPO法人 大牟田・荒尾炭鉱のまち ファンクラブ	836-0801	福岡県大牟田市柿園町2丁目2-11	世界文化遺産三池炭鉱の地域資源を掘り出し、市民参加型まちづくりに活かすためのスタートアップ事業	450,000

④青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業(22団体 27,072,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
認定NPO法人 カルチャーナイト北海道	060-0004	北海道札幌市中央区北四条西7丁目5 緑苑第2ビル707	親子でSDGs? 地域資源を活用したアップサイクルアート体験企画	490,000
NPO法人 コミュニティワーク研究実践センター	064-0808	北海道札幌市中央区南八条西二丁目5-74	乳幼児親子の安心子育てサポート事業	500,000
NPO法人 白神自然学校一ツ森校	038-2723	青森県西津軽郡津軽ヶ沢町大字一ツ森町字上秀88-2	害害防止のための除雪・排雪作業用バックホーン購入費用	2,500,000
NPO法人 宇都宮子ども劇場	321-0165	栃木県宇都宮市緑2丁目33-10	すべての子どもを対象にした文化芸術鑑賞事業および自己啓発ワークショップ事業	500,000
NPO法人 栃木おやこ劇場	328-0037	栃木県栃木市倭町14-1	地域のすべての子どもたちに豊かな文化環境を整えていくためのアート体験プログラム事業	500,000
NPO法人 子どもとまつど	271-0051	千葉県松戸市馬橋2855番地 マンションニュー松戸407号	主に学童期の子どもの障がい者との交流を図ることで「心のバリアフリー」を推進する事業	390,000
NPO法人 WakuWakuの家	405-0017	山梨県山梨市下神内川30-1	不登校、発達障害を抱える子どもたちのためのインクルーシブな放課後の居場所事業	4,375,000
認定NPO法人 アイアイスクール	141-0031	東京都品川区西五反田8-1-13 タケウチビル2階	子どもたちの心と体の発展のためのフリースクール&自然体験事業	500,000
認定NPO法人 しずおか環境教育研究会	422-8002	静岡県静岡市駿河区谷田1170-2	子ども達の探究力を育むための、宿泊型自然体験プログラム構築事業	500,000

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
一般社団法人 かのこ	444-2216	愛知県豊田市九久平町築場64番地	発達凸凹の子のためのフリースクール建物内の相談室改修と転倒防止柵取り付け事業	800,000
NPO法人 shining	513-0848	三重県鈴鹿市平田本町1-6-27	学校に行きづらい・いけない子どものための親子支援事業	5,000,000
NPO法人 あのうスポーツクラブ	514-2306	三重県津市安濃町管根483番地7	津市の安濃・芸濃・美里地域の3校合同部活動を総合型地域スポーツクラブへ地域移行する実証事業	500,000
NPO法人 伊勢志摩さいこう会	516-0803	三重県伊勢市御園町王中島2-1	伊勢志摩地域の子ども達(小中学生)のための「花育授業」の提供活動(事業)	450,000
NPO法人 フリースクールてだのふあ	522-0081	滋賀県彦根市京町1丁目7-33	不登校児童生徒の「学び」を保障するために、学校に代わる「居場所」を提供する事業	500,000
NPO法人 T-seed	639-0223	奈良県香芝市真美ヶ丘1-15-15	困難を抱える若者が主体となって行うこども食堂事業	420,000
NPO法人 すいた体験活動クラブ	565-0854	大阪府吹田市桃山台 2-3-10-402	児童たちが校庭で「ピオトープ」の補修工事にチャレンジする学習支援事業	500,000
認定NPO法人 あしぶえ	690-2105	島根県松江市八雲町平原481-1	地域の未来を創る青少年育成事業「しいの実シアター未来学校～劇であそぼう！／劇をつくらう！～」	500,000
NPO法人 四国ブロックフリースクール研究会	761-8064	香川県高松市上之町3丁目3-7	不登校の子どものための学習支援による社会的自立支援事業	500,000
NPO法人 OnPal	810-0034	福岡県福岡市中央区笹丘2丁目22-15	入院児や障がい児の心を育み生きる意欲・学習意欲を高めるための音楽活動事業	500,000
一般社団法人 ルートプラス	811-3209	福岡県福津市日詩野4-8-14	運動習慣の形成のための子ども達の運動のきっかけづくり事業	500,000
一般社団法人 かわたな夢キッズ	859-3616	長崎県東彼杵郡川棚町白石郷3番地27 A C棟7号	居場所『安心』の関係性を育み、地域で『挑戦』できる環境をつくる事業	4,750,000
NPO法人 豊栄ひっとべ会	893-1612	鹿児島県肝属郡東串良町池之原70番地	豊栄ひっとべ館の機能向上のための施設改修事業	1,897,000

⑤健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業(2団体 1,000,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
NPO法人 CFM実行委員会	390-1131	長野県松本市大字今井2618番地7	軽度障がい者と健常者が一緒に運動講座を受講できるための講師の育成事業	500,000
NPO法人 しいだコミュニティ倶楽部	829-0331	福岡県築上郡築上町大字高塚787番地2	特別支援学校等を活用した障がい者スポーツ推進事業	500,000

⑥開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の支援を行う事業(3団体 2,380,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
NPO法人 日本在住ベトナム人協会	204-0024	東京都清瀬市梅園二丁目2番6号	外国人留学生向け日本語と母国語併用の進路相談事業	1,380,000
認定NPO法人 アイキャン	461-0002	愛知県名古屋市中区代官町39-18 日本陶磁器センタービル5階 中部リサイクル運動市民の会内	技能実習生等の居場所づくりと多文化理解交流会への展開	500,000
NPO法人 ミャンマー-KOBE	653-0041	兵庫県神戸市長田区久保町3丁目6-3	急増するミャンマー人留学生に対する食料・生活応援物資配布のための移動拠点整備事業	500,000

⑦地球環境の保全(本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。)を図るために行う事業(2団体 2,275,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
NPO法人 游風	248-0002	神奈川県鎌倉市二階堂459-2	日本の森林資源の活用とプラスチック削減により環境保全に貢献できる杉で作る木の器(和器)の普及啓発活動	350,000
NPO法人 R. I. La	207-0015	東京都東大和市中央1-590-1	全国の河川におけるマイクロプラスチック調査に関わる検出されたマイクロプラスチックの定性分析事業	1,925,000

(2) 特別枠助成(7団体 21,307,000円)

東日本大震災、令和6年能登半島地震の被災者の救助又はその予防(復興)を目的とする事業(7団体 21,307,000円)

配分団体			使途内容	配分額(円)
名称	住所			
NPO法人 アットマーククリアスNPOサポートセンター	026-0021	岩手県釜石市只越町1-3-2	釜石市におけるデジタルを活用した防災のための仕組み作りとコミュニティサポート事業	2,919,000
NPO法人 やませデザイン会議	028-0051	岩手県久慈市川崎町13-1	逃げ遅れによる死者ゼロを目指す!久慈市の市民主体の持続可能な防災プログラム構築事業	3,000,000
社会福祉法人 川俣町社会福祉協議会	960-1436	福島県伊達郡川俣町川原田19-2	地域住民及び避難者の生活及び健康相談を拡充する為の生活相談室・健康相談室改修工事事業	5,000,000
NPO法人 あだたら青い空	964-0074	福島県二本松市岳温泉二丁目20番地11	被災者支援と生きがい作りのための交流促進事業	1,900,000
NPO法人 会津地域連携センター	965-0811	福島県会津若松市和田一丁目7番16号	会津に避難されている方への生活支援・交流・コミュニティ再生事業	2,288,000
NPO法人 いわき自立生活センター	970-8047	福島県いわき市中央台高久2-26-4	商店街が近くにない、いわき市内の復興・災害公営住宅での食料を通じた助け合い活動	1,200,000
NPO法人 グラウンドワーク三島	411-0857	静岡県三島市芝本町6-2	能登半島地震で被災した子どもの心のケアを行う「心を元気にするショートツアー」事業	5,000,000

## お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第 2 条第 2 項に規定された事項

## 1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

## 2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律 224 号）第 7 条第 2 項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

- (1) 寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

7, 860, 589円

- (2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用

1, 895, 872円

- (3) 合計

9, 756, 461円

## 3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律 224 号）第 9 条第 2 項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

## 配分団体が守らなければならない事項

## 1 配分金の使途の制限

配分金は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

## 2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

## 3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

## 4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等（以下「車両等」とする。）には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

## 5 車両等の使途の制限

車両等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。ただし、支障がないものと会社が認めたものは除く。

## 6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

## 7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

## 配分金の用途についての監査に関する事項

## 1 監査に応ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の用途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

## 2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

## 3 監査の実施方法

- (1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。
- (2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。
- (3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。
  - ア 配分金の入出金状況の確認
  - イ 当該事業の実施状況



2024-日サ推第 0176 号  
2025 年 2 月 19 日

総務大臣

村上 誠一郎 様

日本郵便株式会社

代表取締役社長

千田 哲也

2025 年用年賀はがき「2025 年日本国際博覧会(大阪・関西万博)[寄付金付]」に  
付加された寄附金の配分団体等の認可申請書

令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成 31 年法律第 18 号）第 23 条の規定に基づき発行した、2025 年用年賀はがき「2025 年日本国際博覧会(大阪・関西万博)[寄付金付]」に付加された寄附金の配分団体及び配分額並びに配分団体ごとの配分すべき額の算出方法等、配分団体が守らなければならない事項及び配分金の使途についての監査に関する事項について、認可を受けたいので申請します。

1 配分団体及び配分額

配分団体：公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会

配分額：9,288,557 円

2 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法等

別添 2-1 のとおり

3 配分団体が守らなければならない事項

別添 2-2 のとおり

4 配分金の使途についての監査に関する事項

別添 2-3 のとおり

## お年玉付郵便葉書等に関する法律施行規則第2条第2項に規定された事項

## 1 配分団体ごとの配分すべき額の算出方法

配分団体ごとの配分すべき額については、寄附金を配分することが適当と認められた配分団体が申請書において記載した寄附金申請額を基本とし、審査の過程において申請額に査定がある場合には必要に応じて減額を行い、決定します。

## 2 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第7条第2項の規定により寄附金の額から控除した費用の額及びその内訳

(1) 寄附金付お年玉付郵便葉書及び寄附金付お年玉付郵便切手の発行及び販売並びにそれらに付加された寄附金の取りまとめのため特に要した費用

2, 496円

(2) 寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため特に要する費用

36, 702円

(3) 合計

39, 198円

## 3 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律224号）第9条第2項の規定により寄附金に充てられた金額

0円

## 配分団体が守らなければならない事項

## 1 配分金の使途の制限

配分金は、日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画（以下「実施計画」という。）以外の使途に使用してはならない。

## 2 実施計画の変更等

- (1) やむを得ない事由により実施計画を変更しなければならないときは、あらかじめその旨を会社に文書をもって届け出、その承認を受けなければならない。
- (2) 実施計画に基づく事業に予定の期日に着手することができないとき又は完了することができなくなったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。
- (3) 実施計画に基づく事業の遂行が困難となったときは、速やかに会社の指示を受けなければならない。

## 3 配分金の経理

配分金は、他の資金と区別して経理し、常にその使途を明らかにしておかなければならない。

## 4 配分金に係るものであることの表示

配分金に係る車両、機器、施工した施設、調製した冊子又は活動に係るチラシやポスター等（以下「車両等」とする。）には、配分金によるものである旨の表示をしなければならない。

なお、この表示は、実施計画に基づいて当該車両等が使用されている間は、引き続き掲げておかなければならない。

## 5 車両等の使途の制限

車両等は、当該配分金の対象とする事業に係る使途以外の用に供してはならない。ただし、支障がないものと会社が認めたものは除く。

## 6 余剰金

配分金に係る事業が完了した際、配分金に余剰金が生じたときは、速やかに会社に返還しなければならない。

## 7 その他

偽りその他不正の手段により配分金の交付を受けた場合には、会社の指示するところにより、当該配分金を返還しなければならない。

## 配分金の使途についての監査に関する事項

## 1 監査に応ずる義務

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）が配分金の使途についての監査（以下「監査」という。）を行おうとするときは、配分団体は、これに応じなければならない。

## 2 監査の実施時期

監査は、配分金に係る事業完了の翌年度に行う。

## 3 監査の実施方法

(1) 監査は、原則として実地監査により行う。ただし、監査対象団体が遠隔の地にあるなど、実地監査により難しい場合は、書面監査により行うことができる。

(2) 当該事業の実施に要した経費の一部に配分金以外の資金を充当しているときは、監査に必要な限度において、当該資金を含め監査することがある。

(3) 監査の具体的実施内容は、以下のとおりとし、詳細は会社が別の定めるところによるものとする。

ア 配分金の入出金状況の確認

イ 当該事業の実施状況

**令和7年用寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の  
配分団体等の認可について**

**総 務 省**

## ① 令和7年用として発行した寄附金付郵便葉書等に付加された寄附金の配分について

\* 令和7年用年賀葉書「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）[寄附金付]に付加された寄附金」についてはP27で後述

### 第1 制度概要

#### 1 日本郵便株式会社による寄附金付郵便葉書等の発行等

日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和24年法律第224号。以下「お年玉法」という。）第5条第1項及び第2項に基づき、以下の①～⑩の事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的として寄附金付郵便葉書等が発行することができる」とされている。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 社会福祉の増進を目的とする事業</li><li>② 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業</li><li>③ がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業</li><li>④ 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業</li><li>⑤ 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業</li><li>⑥ 文化財の保護を行う事業</li><li>⑦ 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業</li><li>⑧ 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業</li><li>⑨ 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業</li><li>⑩ 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業</li></ul> |
|--|

会社は、お年玉法第7条第1項、第3項及び第4項に基づき、寄附金をとりまとめた上で、配分団体及び配分金の額を決定するとともに、以下の事項を定めることとされている。

- ・配分金の使途の適正を確保するために配分団体が守らなければならない事項
- ・配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項

#### 2 総務大臣の認可

会社は、お年玉法第7条第5項に基づき、配分団体及び配分金を決定し、又は配分団体が守らなければならない事項や配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けることとされている。

### 3 審議会への諮問等

お年玉法第 11 条に基づき、総務大臣は認可を行うにあたり、寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問することとされている。

【参考】お年玉付郵便葉書等に関する法律（抜粋）

（寄附金付郵便葉書等の発行）

第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

一～十 （前記①～⑩と同じ）

3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

一 寄附目的

二 発行の数

三 販売期間

四 付加される寄附金の額

（寄附金の処理等）

第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。

3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。

4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。

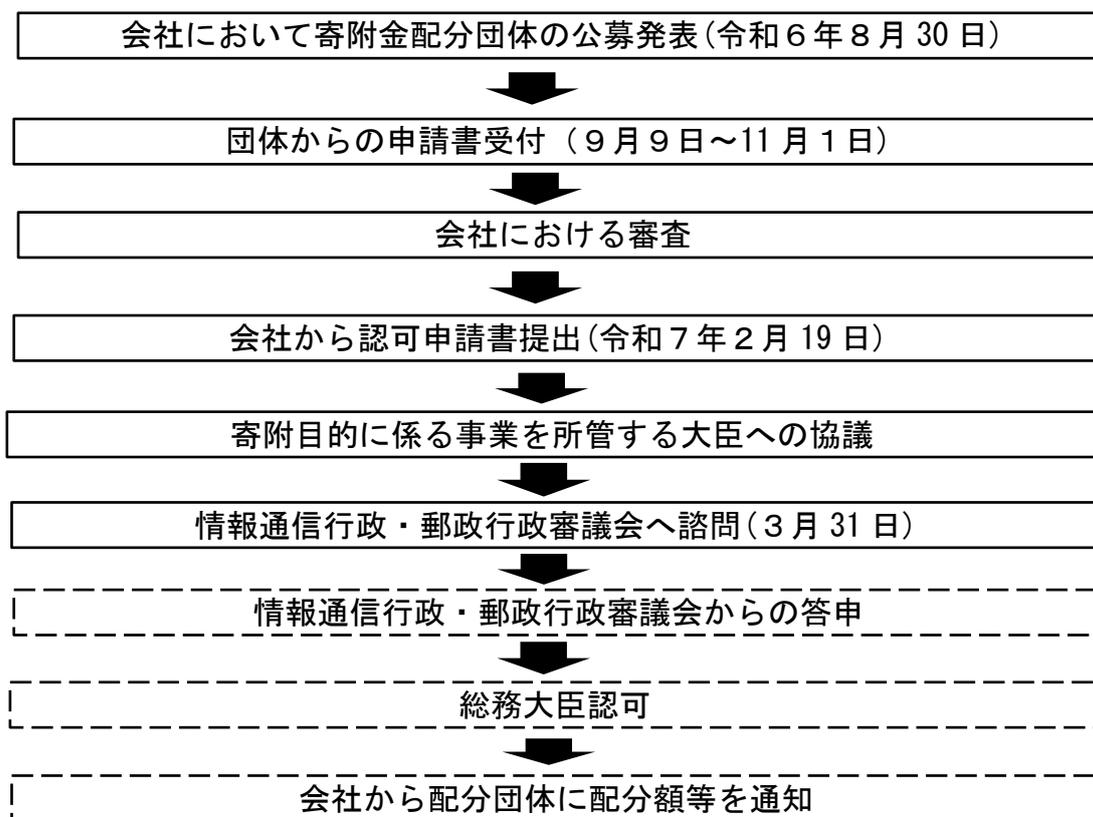
5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。

6 （略）

（協議等）

第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

## 【参考】寄附金配分までの流れ



## 第2 会社における寄附金配分の審査について

### 1 配分申請に係る要件等

#### (1) 配分団体の要件

以下のアに該当する法人であって、イの事業を行う団体であること。  
なお、2年連続しての配分は原則不可。

ア 社会福祉法人、更生保護法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）

※東日本大震災、令和6年能登半島地震の被災者救助・予防（復興）を目的とする事業を行う場合にあっては非営利法人

イ お年玉法第5条第2項各号の事業

#### (2) 申請金額（上限）

原則、1件500万円。一般枠の活動・チャレンジプログラム※に限っては1件50万円。なお、申請は1団体1件のみ。

※新規事業の企画、調査、試行を経て継続事業運営に入っていくステップを支援することにより、社会に先駆的事业が育ち、配分のすそ野が広がることを企図し、毎年度の申請と審査を条件として4年間継続して配分を受けることが可能な枠。

## 2 審査方法

### (1) 形式審査

申請団体が配分団体の要件を満たしていること等、形式的な要件を満たしているかを審査。

### (2) 配分審査（有識者からなる審査委員会）

原則として、以下の方法により審査

#### ア 審査項目

##### 【申請事業に期待する項目】

- ・先駆性（先駆性が高く発展性のある事業）
- ・社会性（社会的ニーズとその社会的波及効果の高い事業）
- ・実現性（事業計画が明確化され、実現性が高く継続・発展が見込める事業）
- ・緊急性（緊急性の高い事業）

##### 【定量的条件の配慮】

- ・寄附金申請金額がより小さい団体を優先
- ・申請事業の事業総額に占める自己負担金の割合が高い団体を優先
- ・団体の前年度決算における繰越剰余金額がより小さい団体を優先

#### イ 審査手順

申請1件当たり2名の審査委員（社外の有識者）が、上記アの「申請事業に期待する4項目」を評価し、得点を算出。同点の案件があった場合は、事務局が上記アの「定量的条件の配慮」を加味して優先順位付け。

また、2名の審査委員（社外の有識者）は、費用の必要性、団体の自己負担能力等を踏まえて配分金額を査定。

その結果を審査委員会において審議。

### 第3 会社からの申請内容

#### 1 配分団体・配分金

96 団体、158,507,000 円

個々の配分団体・配分金の金額は諮問書別添1-1のとおり。

#### 【参考1】寄附金額

	販売枚数（枚）	寄附金額（円）
寄附金付年賀葉書（85 円＋寄附金 5 円）	22,735,689	113,678,445
寄附金付年賀切手（85 円＋寄附金 3 円）	3,767,703	11,303,109
寄附金付年賀切手（110 円＋寄附金 3 円）	469,971	1,409,913
合計	26,973,363	126,391,467

#### 【参考2】配分原資と配分金

寄附金額①	126,391,467 円
前年からの繰越金②（配分金の辞退や事業終了に伴う余った配分金の返納等）	43,054,504 円
配分費用③（会社において要した費用（事例集の作成や審査委員会の人件費等））	9,756,461 円
配分原資④（①＋②－③）	159,689,510 円
配分金⑤（今回会社において配分決定をした配分金）	158,507,000 円
繰越金（④－⑤）	1,182,510 円

#### 【参考3】事業別配分状況

事業\項目	令和6年用		令和7年用（案）	
	件数	金額（万円）	件数	金額（万円）
1号事業（社会福祉増進）	73	13,570	53	9,280
2号事業（非常災害救助・予防）	11	3,223	12	2,753
（内数）東日本大震災、令和元年台風19号及び令和2年7月豪雨	8	2,746	-	-
（内数）東日本大震災、令和6年能登半島地震	-	-	7	2,131
3号事業（特殊疾病治療・予防）	1	457	0	0
4号事業（原爆治療・援助）	0	0	0	0
5号事業（交通事故・水難）	0	0	0	0
6号事業（文化財保護）	1	45	2	545
7号事業（青少年健全育成）	22	2,711	22	2,707
8号事業（健康保持増進）	1	50	2	100
9号事業（海外留学生援護）	2	71	3	238
10号事業（地球環境保全）	0	0	2	228
計※	111	20,126	96	15,851

※金額を四捨五入しているため、合計は一致しない。

#### 【参考4】団体からの申請と採択状況（括弧内は前年）

団体からの申請		会社の配分（案）		採択率	
件数	金額（万円）	件数	金額（万円）	件数	金額
372	91,054	96	15,851	25.8%	17.4%
(290)	(71,312)	(111)	(20,126)	(38.3%)	(28.2%)

2 配分団体が守らなければならない事項

配分団体が守らなければならない事項として

- ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の用途に使用してはならないこと
- ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと
- ・配分金と他の資金を区別して経理すること

等が定められている。

3 配分金の用途についての監査に関する事項

配分金の用途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められている。

## ② 令和7年用年賀葉書 [2025年日本国際博覧会 (大阪・関西万博) [寄付金付]] に付加された寄附金の配分について

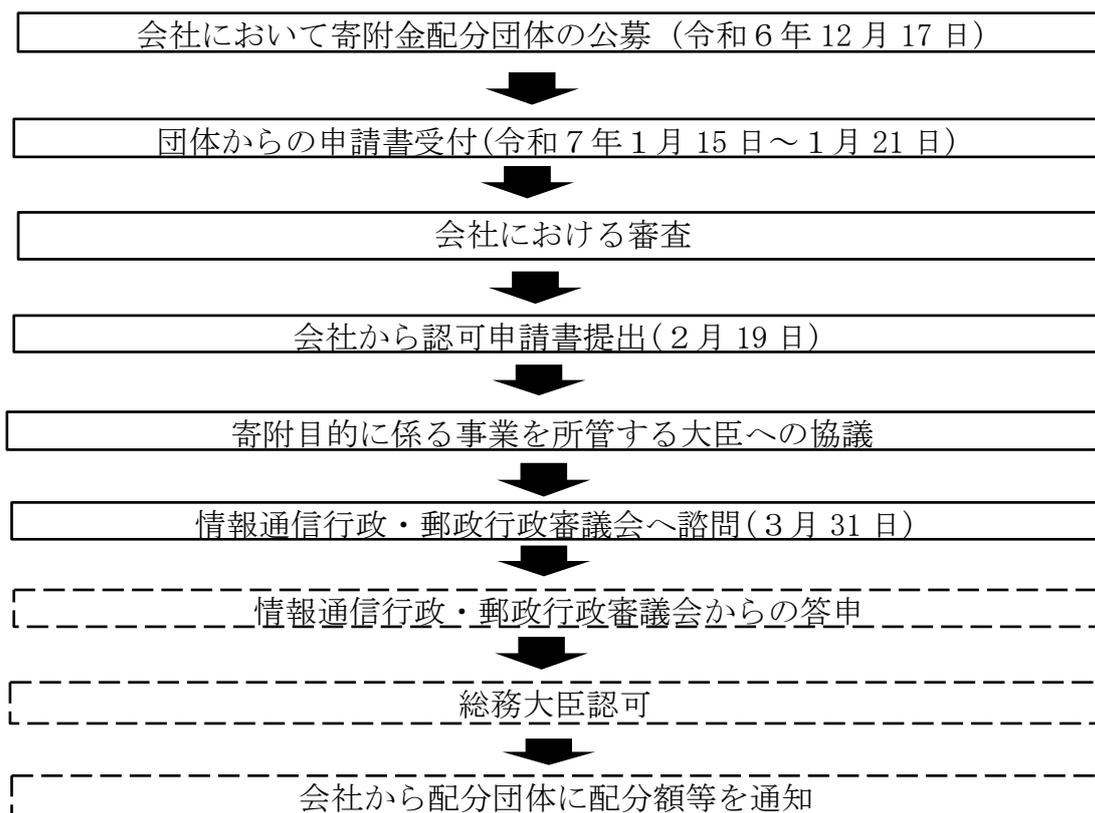
### 第1 制度概要

#### 1 令和7年用年賀葉書 [2025年日本国際博覧会 (大阪・関西万博) [寄付金付]] の発行について

「令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」(平成31年法律第18号。以下「大阪・関西万博特措法」という。)第23条に基づき、会社は、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会(以下「博覧会協会」という。)が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として寄附金付郵便葉書等を発行することが可能とされている。

この場合、博覧会協会をお年玉法の配分対象団体とみなして、お年玉法を適用することとされている。このため、寄附金の配分については、通常の寄附金付郵便葉書等と同様の手続きをとることとなる。

#### 【参考】寄附金配分までの流れ



## 第2 寄附金配分の審査について

### 1 配分申請に係る要件等

#### (1) 配分団体の要件

博覧会協会のみ（博覧会の準備及び運営の事業）

#### (2) 申請金額（上限）

上限額なし。

なお、申請は1件のみ。

### 2 審査方法

#### (1) 形式審査

必要書類が提出されていること等、形式的な要件を満たしているかについて審査。

#### (2) 配分審査（有識者からなる審査委員会）

申請事業が博覧会の準備及び運営に係るものであること、費用の必要性等を審査。

## 第3 会社からの申請内容

### 1 配分団体・配分金

配分団体：博覧会協会

配分金：9,288,557円

#### 【参考1】寄附金額

	販売枚数（枚）	寄附金額（円）
寄附金付郵便葉書（85円＋寄附金5円）	1,865,551	9,327,755
合計	1,865,551	9,327,755

#### 【参考2】配分原資と配分金

寄附金額①	9,327,755円
配分費用②	39,198円
配分金（①－②）	9,288,557円

#### 【参考3】事業内容

（仮称）2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）ベストプラクティス記念イベント

2 配分団体が守らなければならない事項

配分団体が守らなければならない事項として

- ・配分金は、会社が当該配分金を配分する旨を決定した事業の実施計画以外の用途に使用してはならないこと。
  - ・実施計画を変更しなければならないときはあらかじめ会社の承認を受けなければならないこと
  - ・配分金と他の資金を区別して経理すること
- 等が定められている。

3 配分金の用途についての監査に関する事項

配分金の用途についての監査に関する事項として、配分団体が監査に応じる義務、監査の実施時期及び監査の実施方法が定められている。

# 參考資料

## 1 令和7年用寄附金付年賀葉書

- 販売価格：90円（85円＋寄附金5円）
- 販売期間：令和6年11月1日（金）から令和7年1月10日（金）まで
- 発行枚数：2,800万枚
- 意匠：（宛名面）宝袋と蛇 （通信面）宝袋と蛇



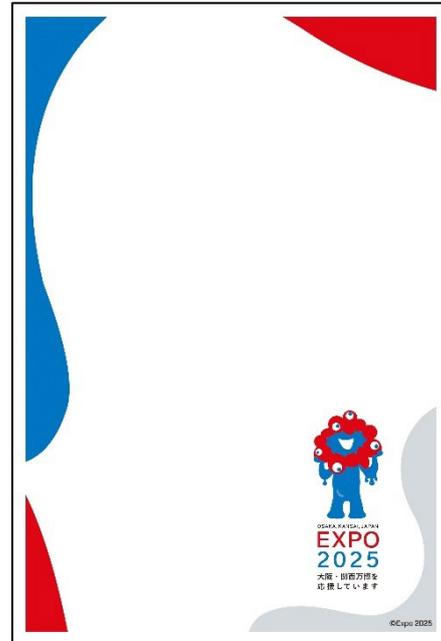
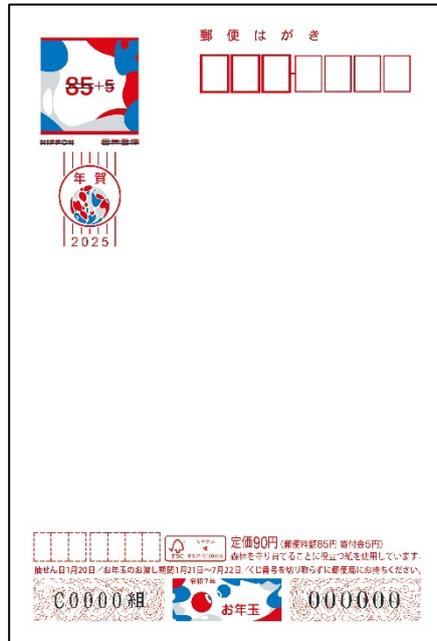
## 2 令和7年用寄附金付年賀切手

- 販売価格：113円（110円＋寄附金3円）、88円（85円＋寄附金3円）
- 販売期間：令和6年11月1日（金）から令和7年1月10日（金）まで
- 発行枚数：680万枚
- 意匠：（左）蛇と宝袋と梅 （右）蛇と瓢箪と梅



### 3 令和7年用年賀葉書「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」[寄附金付]

- 販売価格：90円（85円＋寄附金5円）
- 販売期間：令和6年11月1日（金）から令和7年1月10日（金）まで
- 発行枚数：800万枚
- 意匠：公式キャラクター「ミヤクミヤク」



### 3 日本郵便株式会社の審査委員及び評価委員

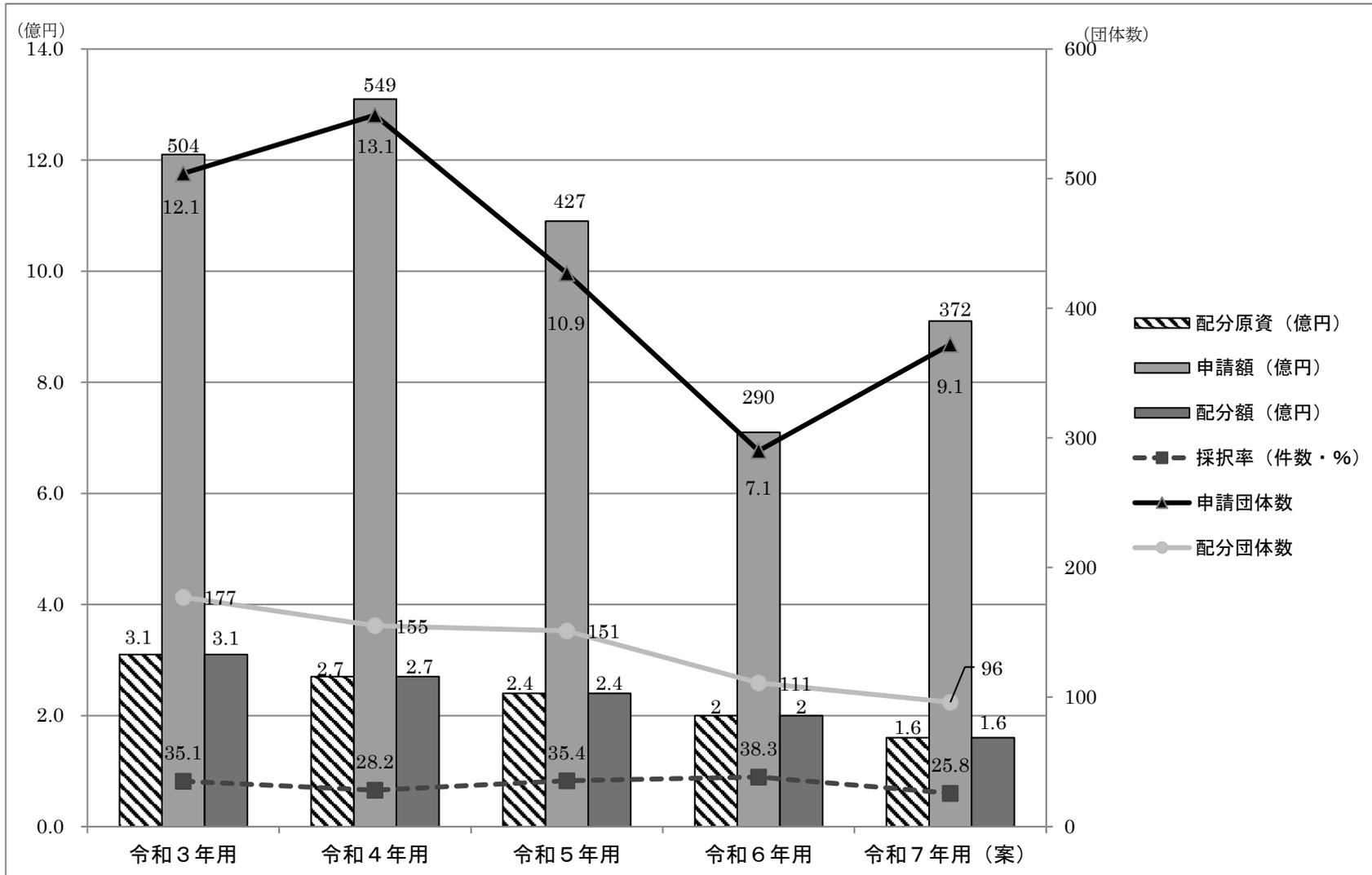
#### ○ 年賀寄附金審査委員（令和7年1月現在）

	氏名	主要現職等
委員長	たかはし ようこ 高橋 陽子	公益社団法人日本フィランソロピー協会 理事長
委員	こにし あつし 小西 敦	静岡県立大学経営情報学部 教授
	しんかい ようこ 新海 洋子	一般社団法人 SDGs コミュニティ 代表理事
	ともたけ あきひこ 友竹 明彦	公益財団法人三井住友海上福祉財団 専務理事
	はせがわ まさこ 長谷川 雅子	一般財団法人CSOネットワーク 事務局長・理事
	はっとり あつこ 服部 篤子	一般社団法人DSIA 代表理事
	はなさき かずひこ 花崎 和彦	公益財団法人助成財団センター 元専務理事
	みずたに えり 水谷 衣里	株式会社風とつばさ 代表取締役
	もぎ よしさぶろう 茂木 義三郎	元公益財団法人三菱財団 常務理事

#### ○ 年賀寄附金評価委員（令和7年1月現在）

	氏名	主要現職等
委員長	かわきた ひでと 川北 秀人	IIHOE [人と組織と地球のための国際研究所] 代表者
委員	おくやま ちづこ 奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会 理事長
	なじま かずひさ 南島 和久	龍谷大学政策学部 教授
	やまが まさこ 山賀 昌子	NPO法人まちラボ 代表理事

### 3 最近5年間の寄附金の配分原資・日本郵便株式会社への申請・配分状況



\* 令和7年用年賀葉書「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）[寄附金付]」を除く。

#### 4 日本郵便株式会社の寄附金の事業別配分推移

(金額：万円)

事業\項目	令和3年用		令和4年用		令和5年用		令和6年用		令和7年用 (案) <sup>*2</sup>	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1号事業（社会福祉増進）	127	22,636	105	17,788	107	16,244	73	13,570	53	9,280
（内数）新型コロナ <sup>*1</sup>	9	2,674	4	828	3	220	-	-	-	-
2号事業（非常災害救助・予防）	15	4,827	12	3,017	11	2,872	11	3,223	12	2,753
（内数）東日本大震災、令和元年台風19号及び 令和2年7月豪雨	11	3,513	10	2,917	9	2,772	8	2,746	-	-
（内数）東日本大震災、令和6年能登半島地震	-	-	-	-	-	-	-	-	7	2,131
3号事業（特殊疾病治療・予防）	1	247	1	480	0	0	1	457	0	0
4号事業（原爆治療・援助）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5号事業（交通事故・水難）	0	0	1	87	0	0	0	0	0	0
6号事業（文化財保護）	1	170	0	0	1	45	1	45	2	545
7号事業（青少年健全育成）	26	2,333	27	3,129	21	3,102	22	2,711	22	2,707
8号事業（健康保持増進）	3	381	2	250	3	709	1	50	2	100
9号事業（海外留学生援護）	2	213	2	395	2	221	2	71	3	238
10号事業（地球環境保全）	2	247	5	1,431	6	824	0	0	2	228
計 <sup>*3</sup>	177	31,054	155	26,577	151	24,018	111	20,126	96	15,851

\* 1：令和3年用から令和5年用において公募・配分

\* 2：令和7年用年賀葉書「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）[寄附金付]」を除く。

\* 3：金額を四捨五入しているため、計は一致しない

## 4 関係法令条文

- お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和 24 年法律第 224 号）（抄）  
（寄附金付郵便葉書等の発行）

第五条 会社は、寄附金を郵便に関する料金に加算した額の郵便葉書又は郵便切手（お年玉付郵便葉書等を含む。以下「寄附金付郵便葉書等」と総称する。）を発行することができる。

2 前項の寄附金は、次の各号に掲げる事業を行う団体の当該事業の実施に必要な費用に充てることを寄附目的とするものでなければならない。

一 社会福祉の増進を目的とする事業

二 風水害、震災等非常災害による被災者の救助又はこれらの災害の予防を行う事業

三 がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の学術的研究、治療又は予防を行う事業

四 原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う事業

五 交通事故の発生若しくは水難に際しての人命の応急的な救助又は交通事故の発生若しくは水難の防止を行う事業

六 文化財の保護を行う事業

七 青少年の健全な育成のための社会教育を行う事業

八 健康の保持増進を図るためにするスポーツの振興のための事業

九 開発途上にある海外の地域からの留学生又は研修生の援護を行う事業

十 地球環境の保全（本邦と本邦以外の地域にまたがって広範かつ大規模に生ずる環境の変化に係る環境の保全をいう。）を図るために行う事業

3 会社は、第一項の規定により発行する寄附金付郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、当該寄附金付郵便葉書等が、寄附金付きのお年玉付郵便葉書等である場合には、当該お年玉付郵便葉書等に係る第二条の規定による公表の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号及び第四号に掲げる事項を公表すれば足りる。

一 寄附目的

二 発行の数

三 販売期間

四 付加される寄附金の額

4 寄附金付郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。

（寄附金の処理等）

第七条 会社は、前条の規定により委託された寄附金を遅滞なく取りまとめるものとする。

2 会社は、前項の規定により取りまとめた寄附金（次条及び第九条を除き、以下単に「寄附金」という。）の額から、当該寄附金付郵便葉書等の発行及び販売並びに同項の規定による取りまとめのため会社において特に要した費用の額並びに寄附金の額の百分の一・五に相当する額を限度として、寄附金の管理並びに配分金の交付及び配分金の使途の監査のため会社において特に要する費用の額を控除するものとする。

- 3 会社は、前項の規定により費用の額を控除した後の寄附金について、第五条第三項の規定により公表した同項第一号の寄附目的に係る団体で当該寄附金を配分すべきもの（以下「配分団体」という。）及び当該団体ごとの配分すべき額を決定するものとする。
- 4 会社は、前項の規定による決定をするに当たっては、当該配分に係る寄附金（以下「配分金」という。）の使途の適正を確保するために当該配分団体が守らなければならない事項並びに配分金の交付、配分金の使途についての監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を定めるものとする。
- 5 会社は、第三項の規定による決定をし、又は前項に規定する当該配分団体が守らなければならない事項若しくは配分金の使途についての監査に関する事項を定めるには、総務大臣の認可を受けなければならない。
- 6 会社は、第三項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、その内容を公表するとともに、当該配分団体に係るその内容及び第四項に規定する事項を当該配分団体に通知しなければならない。

（寄附金の経理等）

第九条 会社は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを運用した場合において、利子その他の収入金が生じたときは、その収入金を寄附金に充てるものとする。

- 2 前条の規定は、前項の利子その他の収入金について準用する。

（協議等）

第十一条 総務大臣は、第七条第五項の認可をしようとするときは、当該寄附金付郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣に協議し、かつ、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

- 令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成31年法律第18号）（抄）

#### 第二節 寄附金付郵便葉書等の発行の特例

第二十三条 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、博覧会協会を同項の団体とみなして、同法の規定を適用する。

- お年玉付郵便葉書等に関する法律施行令（昭和33年政令第279号）（抄）

（審議会等で政令で定めるもの）

第四条 法第十一条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。